

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日 法律第185号）第61条の2の規定により、広島県の下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年9月2日までのものは、平成30年9月3日をもって満了するものとする。

記

広島市安芸区、安芸郡熊野町、安芸郡坂町

以上

平成30年8月15日

中国運輸局
広島運輸支局長

公 示

平成30年7月豪雨の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条の2の規定により、岡山県の一部地域 に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年9月2日までのものは、平成30年9月3日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示（平成30年国土交通省告示第947号）に基づき、岡山県の一部地域 に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月5日までのものは、平成30年9月3日をもって満了するものとする。

一部地域

倉敷市真備町

平成30年8月15日

中国運輸局

岡山運輸支局長

公 示

平成30年7月豪雨の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

記

1. 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第61条の2の規定により、愛媛県の一部地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年9月2日までのものは、平成30年9月3日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第3条の規定及び延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する告示(平成30年国土交通省告示第947号)に基づき、愛媛県の一部地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が、平成30年7月7日から同年8月5日までのものは、平成30年9月3日をもって満了するものとする。

一部地域

大洲市、西予市野村町、宇和島市吉田町

平成30年8月15日

四国運輸局

愛媛運輸支局長